

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 4 月 2 4 日（木）

杉 並 区 議 会

目 次

席次について	3
臨時会の招集請求について	3
令和7年第2回定例会の日程について	3
懲罰特別委員会の構成について	4
申し送り事項について	1 4
申し合わせ事項の改訂について	3 2
その他	3 3
(1) 議席について	3 3
(2) 特別区議会議長会の要望事項について	3 3

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年4月24日（木） 午前9時58分～午前11時42分					
場 所	第3・4委員会室					
出席理事 （8名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳
	理 事	川原口	宏 之	理 事	奥 山	たえこ
	理 事	田 中	朝 子	理 事	安 斉	あきら
欠 席 理 事	（なし）					
理事以外の 出席議員	（なし）					
出席理事者	（なし）					
事務局職員	事 務 局 長	秋 吉	誠 吾	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘
	庶 務 係 長	田 口	昌 実	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男
	担 当 書 記	橘 川	敦 江			

(午前 9時58分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《席次について》

脇坂理事 初めに、席次についてです。

維無の会派構成が変更になった際に席次も変更する必要がありましたが、前回変更していなかったため、今回お諮りしたいと思います。

ただいまお座りの席でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この席次で決定をいたします。

《臨時会の招集請求について》

脇坂理事 次に、臨時会の招集請求について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。臨時会の招集請求について、議長から議会運営委員会委員長宛てに出される予定の諮問文の案でございます。

地方自治法第101条第2項に、「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。」と規定されており、この規定に基づき、区長に招集請求するものでございます。

諮問文については、会議に付議すべき事件を、1、常任委員会委員の選任について、2、議会運営委員会委員の選任についてとし、臨時会を5月22日に招集されるよう請求する内容でございます。この内容で問題なければ、この諮問文で議長から議会運営委員会に諮問される予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この後の議会運営委員会において、議長からの諮問事項を審議することといたします。

《令和7年第2回定例会の日程について》

脇坂理事 次に、令和7年第2回定例会の日程（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。令和7年第2回定例会日程（案）でございます。

6月2日から6月19日まで、会期は18日間。6月2日月曜、初日から6月5日木曜、中日までは午前10時開会。これまで初日は午後1時開会とし、中日までは5日間としていましたが、選挙等も予定されており、質問者の減少が見込まれるため、日数を4日間としています。

なお、初日の開会時刻は午前10時からとしています。6月6日金曜から18日水曜まで、常任委員会並びに特別委員会を1日1委員会として開催。6月19日木曜午後1時から本会議において、議案上程、議決。

以上の日程を提案させていただきます。

なお、日程（案）については、本日の議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 ただいま事務局から説明いただいたときに、都議会議員選挙ですけれども、選挙が控えていると。これは、都議会議員選挙の告示日がこの日程の中に入っているわけですが、私の今までの経験で言うと、うまく外してくれていたような気がするんですが、今回、こうなったことについて、区長から御説明とかが何かあったのでしょうか。

事務局次長 特別説明はございません。

奥山理事 招集を拒否するわけにもいきませんから、分かりました。聞きおきます。

脇坂理事 ほかに何かございますか。——それでは、第2回定例会の日程（案）については、この後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《懲罰特別委員会の構成について》

脇坂理事 次に、懲罰特別委員会の構成についてです。

前回の理事会では、会派の異動に伴い懲罰特別委員会の構成について協議しましたが、意見はまとまらず、非交渉会派の意向を確認することとしておりました。これについて、まずは事務局から報告をお願いします。

事務局次長 前回の理事会終了後、非交渉会派に協議経過を伝え、意向を確認しましたので、御報告させていただきます。

まず、懲罰特別委員会委員長に理事会での協議経過について共有したところ、原則として非交渉会派から委員に入っていただくべきだが、既に審議が相当進んだ後の参加となることや、懲罰審査という性格上、今から委員の交代を強要するのはやや酷な話とも

なりかねないため、委員になる意思のある方がいらっしゃらなければ、現状のままとすることもやむを得ない特殊な状況と受け止めているという御意見がございました。

また、懲罰事犯当事者を除いた非交渉会派の議員に理事会での協議経過を伝えた上で、委員構成の見直しに関する意見や、現在の委員構成も踏まえて新たに委員を希望される方を募ったところ、発議者の中で新たに委員を引き受けてもよいという方が1名いらっしゃいました。

以上、御報告させていただきます。

なお、資料3として、会派の異動を反映させた委員会の人数構成を配付しましたので、協議の参考としていただければと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、懲罰特別委員会委員長の意見や非交渉会派の方々の意向も踏まえ、委員構成を変えるか否かを協議していきたいというふうに思います。

どなたか御発言ありますでしょうか。

安斉理事 やっぱり少数会派が入るということで、意思のある方がいるのであれば、今の説明だと発議者の方かな。公平性を欠かないのであれば、その方は入っていただいてもいいんじゃないかなと私は思いました。

以上です。

奥山理事 これは事務局への質問にもなるんですが、交代するとなると、いつまでが期限といたしますか、望ましい期限などはございますか。

事務局次長 次の懲罰特別委員会が5月12日に予定されていますので、もし交代するとなると、辞任が出て議長から選任になりますので、ある程度早めに準備が必要になると思いますので、なるべく早めの時期がふさわしいのではないかと考えております。

奥山理事 もし交代するとなると、そのことはまた理事会に諮って、皆さんに御承認をいただくというふうな形になるのかどうか。それとも、当該の方たちが話し合うことで辞任届が出され、また交代するということになるのか、そうしないのか、分かりませんが、どのような手続になるのでしょうか。

事務局次長 それは、ここの今の理事会で御協議いただく内容かと思います。

奥山理事 それをとというのは、今回この人に替わりますよとか、もしくは替わりませんよといったことを、また改めて協議をしなきゃいけないのでしょうか。

あともう1つ、理事会の日程は、今聞いているのは今日までですけれども、またそのためにわざわざ集まらなければいけないのでしょうか、それとも会派間で調整をすれば

足りることなんでしょうか。

脇坂理事 その点については、委員長として私からお答えをしたいというふうに思いますけれども、今、奥山理事がおっしゃったとおり、理事会については、現在のところ5月14日までは予定がありません。懲罰特別委員会は5月12日の予定ですから、この点の懲罰特別委員会の委員の構成の変更については、今日の理事会でおおよそ固まったところまでとして、理事会としては話を一旦まとめた上で、残りの続きは該当会派さん、また該当委員さんと懲罰特別委員長のほうで決めていただくということを想定しております。

田中（朝）理事 今、大体まとめてとおっしゃいましたけれども、まとめるというのはどういうところまで……。要するに入替えをするというところまでまとめるのか、それとも、やってもいいよという方はいらっしゃるけれども、それはどうするか、まだ分からないというような感じなんでしょうか。

脇坂理事 こちらも私からお答えいたしますけれども、委員構成見直しを行うか行わないかというところの決定までは、今日のうちに決めたいというふうに考えています。それは先ほども申し上げたように、時間的な猶予と、そのためだけに理事会を開催するのかということもありますので、そこまでは話をまとめていきたいと考えています。

田中（朝）理事 入替えの該当の会派の一つになると思いますので、ちょっと申し上げますけれども、私は前回と意見は変わっていません。ここまで進んできて、いろいろやっている中で委員もそれなりの勉強もし、それから、懲罰委員会は同じ区議会の仲間をどうのこうのということをして、決して楽しい委員会ではありませんので、各委員の皆さんはそれなりの思い、決意を持って入っていらっしゃいますし、また、今、嫌な思いもしていらっしゃるわけですね。いろいろ周りから言われたりとか、そういうこともあるというのを私は聞いていますので、今、ここまで頑張ってきたというところを考えますと、DXに準じるというところの一つで替えるようなことはもはやちょっと難しいのではないかなという感じはします。

矢口理事 先ほど事務局からもありましたけれども、ここまで話も進んでいるというところと、いろいろな参考人の意見も聞いて、委員の皆様もそれなりに勉強して進んでいるというところでは、替えるのはなかなか難しいかなと理解するところではあるんですが、常日頃、少数会派の意見を大事にしようというふうに言っている皆様がここで少数会派をなぜ減らすんだみたいなのはなく、もうそのままいこうというところはちょっとふだんと矛盾を感じるなと言言わせていただきたいなと思います。

以上です。

安斉理事 どういう形でやるかという一番最初のところに戻ると、少数会派という話があ

ったわけですよ。ここに来て会派が1つ増えて、あともう1つは人数が増えたということで、前提が大きく変わっちゃったということなんですよ。いろいろ議論が進んだというのは、今、矢口理事からあったように、そこは理解をします。

ただ、もともとの委員の構成をどうするかといったのも、基本があったので、そこを、じゃ、経過がこうだからということで、このままいこうというのであれば、私がちょっと心配なのは、懲罰委員会というのは特別委員会でありながら、ほかの特別委員会とは性格が違うということは理解しておるんですが、ただ、これも1つの慣例になりますので、そういうような話になったときに、また新たな慣例をつくるというのは、私はちょっといかなものなのかなというふうに思うんですね。慣例というのは、基本的に新しいものはつくらないでずっと1本というか、大切にしてきたものがあるわけだから、そのところの整理というのは、私はしっかりしたほうがいいのかなというふうに思います。ただ、今回だけそういうふうにするというのであれば、またそのときになって、私も過去にこういう慣例があったんだから、それはいいじゃないかというような発言もせざるを得ない場合もあるかもしれないので、だから、そのときの場当たりの対応というのは、私は基本的には慎むべきなのかなというふうに思っていますので、一言申し添えたいと思います。

ただ、そうはいっても最終的に決めなきゃいけないので、皆さんがそれでやりたいというのだったら、それは私はしょうがないかなと思いますけれども、そういうところを崩してやるというのは、今までこうやってきた話からすると、ちょっと問題じゃないかなというのは一言だけ言わせておいてもらいます。

以上です。

脇坂理事 改めてこの間、懲罰特別委員会の設置に当たっては、理事会でも相当程度丁寧な議論をしてきたというふうに感じています。もともと懲罰特別委員会を12人で設置するに当たって、発議者の方は委員の半数にならないようにということが話の前提としてありました。そうしたときに、今回、資料3で提示をしているような中で、こういった形で枠組みを組めば半数にならないようにできるのかというところで決まったのが、DX・議会改革特別委員会の形をやっていかうと。

前回、田中理事から少し御発言があったかというふうに認識していますけれども、そもそも会派構成が変わったから、ゼロベースでやり直すならまだ納得できるんだけどもという御発言もあったかと思いますが、とは言っても、やはりそこまで、発議者を半分以下に減らして会派構成を考えた上で、この難しい複雑なパズルを全て組み直すというのは現実にはできないだろうというふうに私自身は感じているところです。

そうした中で、先ほど矢口理事からも発言がありましたけれども、少数会派の方の意向といったものはしっかり聞いた上で委員構成を考えていこうと言ったのは、今期に入って、特に議会運営の中でも十分に気をつけてきた部分であるというふうに認識をしておりますし、また、現状の懲罰特別委員会の委員長が堀部委員長ということで、今、少数会派も委員の方はいない、委員長1人だけが少数会派というような状況になっていて、それ自体は好ましくないという発言があったということで次長からも説明がございました。

そういったことを踏まえた上で最終的にどういう形が望ましいのかということを考えて、私のほうでもう一步踏み込んで発言をいたしますと、やはり新しく会派の構成が変わったシスターフッド杉並さんと維新・無所属の会の方が、この表でいくと、今、現状、シ杉さんが2人で維新・無所属さんが1人という状況になっていますので、率直に申し上げると、この2会派の中で調整をしていただいた上で、1つの枠を少数会派にお渡しをすることが可能であるかどうかといったところが議論のポイントになってくるのではないかなというふうに感じています。そういったことを前提として皆さん御理解をいただいた上で、理事会として、どういう決定を出していくのかということでお話をいただきたいと思います。

安斉理事 要は対象になっている2会派、そこでの話合いじゃないですか。私は、私なりの言うことは言ったと。お言葉を発してない会派の方もいて、ただ、その方たちは当事者ではないのでということになると、2会派でどうしてもこれでいきたいんだというのであれば、平行線でまとまらないから、それは仕方ないなというふうに理解するしかないですね。

ただ、1つ言いたいのは、もともとの話がずっとありましたので、これは特別な話だというふうにしてくれないと、毎回毎回、こういうことが起きたときに場当たりの、僕が言っちゃうと、もともと決まった基本路線から外れたら、そこに戻らないで、もう来ちゃったからいいじゃないかというようなやり方というのは、私は当初のことを考えると、今、脇坂さんが言ったように、丁寧にやってきた話が丁寧じゃなくなっちゃうので、今回、もしそれで譲れないんだという話であれば、これは今回限りにしていただいて、今後の慣例にはしていただかないということであれば仕方ないのかなと思います。それぐらいまでかたくなに替えたくないんだというのだったら、今回限りにしていただくのであれば、私はしょうがないのかなと思いますよね。どのみち結論を出さなきゃいけないので、無駄な時間を生じてもしょうがないので、かたくなに嫌だと言うんだったら、それはそれで今回限りにしていただくのであればよろしいのかな、慣例にしていた

だかないということであればいいのかなと思います。

山田理事 堀部委員長の言っていることというのがもっともだなというふうに思うんですけども、今、交渉会派が40人で非交渉会派が8人で、ポイント的に見ると2人というところが妥当なのかなというふうに思うし、やはり原則として1人、非交渉会派に入ってもらおうというのは筋としては必要なことなのかなというふうには思うんですけども、ただ、入りたいと言っている方については発議者ということなんですよね。懲罰特別委員会という特殊性を考えると、発議者の扱いというのは、過半数にならないようにというような形で慎重な審議を尽くしてきていまして、ある意味、発議者って、同じような立場で同じ思いを持っているので、誰にどう聞かれても同じことを答えるというような認識でいるんです。

前回、懲罰特別委員会で発議者に対する質疑も行われたんですけども、基本的に参加しているみんなはみんな同じ考えというところで参加をしていました。そういう点で、もう1人入ってもいい、入りたいという方が発議者でなければ、私は何としても入れるべきだというふうに思うんですけども、これが発議者である場合は、基本的に立場はほかの発議者と同じという点で少し特殊なケースなのかなというふうには考えているところです。やはりこの段階まで来てしまって、参考人招致も2人行い、終盤に近くなっている中で、先ほど安斉理事の話もあったんですけども、そういう様々なことも含めて検討して、理事会としても少数会派の人に意見聴取をした結果、発議者として参加してもいいという方が出てきている状況ですので、これは現状維持という形でも仕方ないのかなというふうに私は思っています。

以上です。

奥山理事 今、山田理事がおっしゃったように、替わってもいいよという方が発議者であるということがちょっとネックになっているというか、それは考慮せねばならないと思っているんです。

事務局にお伺いしますけれども、発議者でない方にも今回意向をお伺いして、発議者でない方のうち、しょうがないね、私入ってもいいわという人はいなかったということでしょうか。

事務局次長 全員にお聞きして、この1名の方だけが申し出ていただいたということでございます。

奥山理事 これはやや個人的な話になりますけれども、私は前、この懲罰委員会が立ち上がったときには2人の少数会派だったわけです。そのうち、1人は発議者であり、私は発議者でないわけです。うちの前の会派の特徴なのかもしれませんが、あんまり

会派意識がなくて、意見をまとめようというよりは、個人がそれぞれくっついて2人になっていたというぐらいなものでして、会派として調和した行動をしているというふうな意識がないんです。今もたまたま5人会派になっていますけれども、あんまりそのことは考えずに、私は懲罰委員としての責務を果たすためにやっているという意識です。ですから、非交渉会派の方々、特に発議者でない方が御希望する方もいない、それから、結局、発議者の方が同じように替わるというのであれば、あんまり大勢は変わらないのかなというふうに思います。

それからあと、ここまでやってきたんだからということではないんですけれども、この前の参考人の弁護士の方のお話はかなり突っ込んだ御説明をいただきまして、私も非常に得るところがありました。今後のいよいよ本番となる委員会において、ここをきちんと気をつけてやっていかなければいけない、公平公正のためにはというようなことを私もいろいろ肝に銘じたところです。そういった意味では、そういった経験をしている方が続くほうが公正公平に資するのではないかなというふうな感触を私は持っています。

ひわき理事 安斉理事のおっしゃることもよく分かりますし、矢口理事がおっしゃることもよく分かります。委員会構成を一番最初に決めた経緯というのは、それはもちろん、公平公正にいろんな審議ができるようにということで、非交渉会派の方も2人入っていただく形で組んだという経緯がありました。その考え方自体は私も間違っていないと思っていますし、委員長のほうからも、そうした原則にのっとって進めてきたというふうなお話があったんだと思いますが、今、当該の——当該のというか、お二人の会派の理事の方からのお話を伺うと、やはり今まで積み重ねてきた議論というものの重みというのを私は感じたところです。

非交渉会派の方から、発議者の中で入ってもいいですよというふうな意見表明をいただいたということだったんですけれども、一方で、やはり今までの委員会の中で参考人の方から得られた知見に基づいて、それを委員会でも運営の中できちんと生かしていく、あるいは判断の中に入れ込んでいくという、そのプロセスというのは非常に重いことであって、委員会の性質上、そのプロセスを踏んだことこそが公平公正な委員会の審議にやはり必要なことだというふうに、私も今、お二方の意見を伺って改めて思ったところですので、今の構成を維持するというのは、原則とは少し外れるところはあるかもしれないんですが、このタイミングということもありますので、現状を維持することが致し方ないのかなというふうに思った次第です。

脇坂理事 1点、私から確認をしたいんですけれども、発議者で非交渉会派の方がお一人手を挙げていただけているという状況で、今回はお断りをするということを今多くの理

事の方が言っていますけれども、どういった理由でもって、その方に説明をするのかといったところについても御意見をいただきたいと思います。

安斉理事 当初の慣例は関係ないんだという話でいいんじゃないですか。理事会でそういうふうな強硬な話があったって、私はそういうふうには受け止めますよ。だって、二枚舌でしょう。一定程度は理解するんだけど、ここまで話が進展するんだから、あなたには必要ないよという言い方だね。私が慣例を崩すのは問題じゃないのって言うんだから、これは今回限りにしないと、今後も、じゃ、自分たちの交渉会派の都合で少数会派は入らなくていいんだというような論も立つわけですよ。だから、私はやめたほうがいいって言うだけだから、かたくなに当事者会派が何でそこまで——今までは少数会派だった人たちが少数の意見も聞けというような話をしたわけです。

私はある立ち話で、安斉がそんなこと言っているなんていう話で、こういうときだけ少数会派とか言うんじゃないよと某議員が話しているのを聞きましたけれども、最初から、フェアにやるのであれば少数会派も入れたほうがいいという議論から始まっていたわけだから、私はそれを主張したから崩すのはおかしいと思っているので、その入るという人に、強硬的に理事会の中で必要ないんだという話でいいんじゃないですか。ここまで議論が来たから、異例だけれども、あなたは少数会派だけれども、今回入れませんよというお答えをすればいいんじゃないですか。私は、それが皆さんが言っている話だと思うけれどもね。それをきれいに丸めて、その人に伝えるというのはちょっと失礼があるかもしれない。私はそう思いますよ。

田中（朝）理事 ちょっとお聞きしたいんですけれども、交渉会派の方たちにいかがですかとお聞きしたのは、どういった形でお聞きになったんでしょうか。というのは、この理事会の中で交代するかしないかということは全然決まっていなかったわけですよ。交代することになったから、どなたかいらっしゃいませんかというのだったらお断りをするという形になるかと思うんですけれども、どういう形で皆さんにお伝えになったのかなとちょっと思いましたので、お伺いしたいんです。

事務局次長 前回の理事会で御議論いただいて、まずは懲罰特別委員会の委員長の御意見を聞いてくださいというふうなことと、あと、非交渉会派に、この経過を踏まえた御意見と、やっていただける方がいるかどうかを確認してくださいとお話があったものに基づいて、事務局は懲罰特別委員会の委員長の意見を聞き、非交渉会派の全員の方の意見と希望を聞いたという経過でございます。

田中（朝）理事 そうだとすると、お断りという形ではなくて、仮の話でお聞きをしたけれども、もしも替わらないとすると、さっき安斉理事がおっしゃったように、今回の理

事会でこういう意見だったということをそのままお伝えするといいいんじゃないかなと思います。だから、お断りしますということでもないような気がします。

川原口理事 いろんな御意見がある中で前回か、前々回か、懲罰特別委員会の委員長の御意見もしっかりと踏まえていこうということになったと私は記憶しています。その委員長が、原則としては、少数会派もしっかりと入れるということについて、やっぱり守っていかなくちゃいけないと。ただ、少数会派の中から自分がやってもいいよという人がいなければ、それは現状のままやっていくことはしょうがないだろうというような、委員長からは、そんな御意見だったわけですね。実際にはやってもいいよという少数会派の方が出てきたわけですから、恐らく委員長としては、筋論でやるべきだという御意見だと思うんです。そういうふうになっていくんだと思うんですね。やっぱり私は基本的には委員長の御意見、御意思を尊重すべきじゃないかなというふうに思っています。そこは事務局としては、委員長の御意見というのは、そういうふうに受け取っていいのかどうかということはどういう感触ですか。

事務局次長 今、川原口理事おっしゃったとおりに、いなければ、もうやむを得ないですけどもというふうな。ただ、やはり委員長しか少数会派の人がいらっしゃらないということになりますので、原則としては非交渉会派の方に委員に入っていただくべきということと、ちゃんと聞いていただいて、いなければやむを得ないというふうな考え方があると思います。

川原口理事 そういった委員長の御意見というのは、やっぱり軽んじてはいけないのかなというふうに私は思います。

以上です。

脇坂理事 何とかこの議論で、委員構成の見直しを行うかどうかということの決定までは今日たどり着けたらというふうに思っていますけれども、ほか、いかがですか。

山田理事 恐らくずっと平行線で結論が出ないということになるのかなというふうに思っていて、それぞれの言い分という形で、私は委員長は、先ほど原則として1人入っていただくというところで、出てきたのが発議者だったというところでの特殊性も考えたほうがいいのかなというふうには思うんですけれども、多分、この場で議論していても恐らくずっと話が進まないと思うんです。例えば今日ここで結論が出なかったとして、5人の2会派で少し話し合って状況が変わる可能性があるのかどうか。そのあたりが、最初に委員構成変更というところからスタートしてしまうと、なかなか議論も進まないのかなと思うんですけれども、そういった可能性があるのか、少しお聞きしたいと思います。

脇坂理事 では、奥山理事からお願いします。

奥山理事 うちは2人だと思っていたので、替わる必要があるとちょっとと思ってなかったので、この後の話でどうなるのかというのは、今現在では全く分かりません。すみません。

田中（朝）理事 私も分からないんですけれども、話し合わなければならないということで、もちろん、その話し合いもしたくないということはないです。絶対話さないとか、そういうことはありませんけれども、ただ、奥山理事も私も、もう意見は申し上げているので、話し合いをするのは別にやぶさかではないということです。

脇坂理事 では、一度理事会を暫時休憩した上で、また再開後にこの件について協議するということがいかがでしょうか。

田中（朝）理事 ちょっとそんなにすぐ決められるようなことじゃないと思うんですけれども。もちろん奥山理事のところの会派も話さなきゃならないと思うし、私のところもそうですよね。何回も申し上げていますけれども、それなりに本当に強い思いと重い考えを持ってやられているので、やっぱり替えるよみたいな感じにはなかなかないわけですよ。それは、もしも替えますよと言われたら、どこの会派の方でも多分同じだと思います。だから、暫時休憩して5分程度で話し合っ替えられるようにはちょっと思えないです。すみません。

脇坂理事 という状況であれば、こういった形で結論を導いていくかということと、今決まっているタイムリミットについても、ずらしていくことになるのかどうなのか。

では、そういったことについても御意見をいただきたいと思います。

山田理事 多分、ここで話していてもずっと平行線なので、選択肢としては、現状を維持するという形で理事会として結論を出すか、もしくは少しでも話す余地があるというのであれば、一旦それぞれの会派に持ち帰っていただいてもう1回理事会を開くとか、そういうぐらい必要なのかなというふうに考えるところです。そこで結果的に現状維持でいきたいというのであれば、それを最終的な結論として、理事会としての結果はこうなったというふうに示すしかないのかなと。恐らくここだと、話がこれ以上先に進まないのかなというふうに思っています。

脇坂理事 今、山田理事から御提案いただきましたけれども、いかがでしょうか。

安斉理事 通常の特別委員会なり常任委員会だったら、会派の人数が変わったら、その会派の持ち点というか、その人数に応じた委員会の議席というか、定数配分になるわけですよ。今回もそのことが生じているというのは事実なわけで、通常の常任委員会、特別委員会であれば、直ちに理事会を招集して理事会の承認の下、慣例に従って割り当て

られた人数に変更するというのが大前提の基本で、皆さんはそのことを承知しているかというふうに私は思うんです。それは多分ずれてない。

ただ、今回の場合には、話が懲罰特別委員会という、今まで杉並区議会で経験したことのないようなものもあって、これまで何回ですか、委員会も進んでいると。いろいろ知見が高まって、それを最終的には委員会の決定事項として、決を採って諮るということの中身も私は分かっています。ただ、そうはいっても、もともとの出発というところもあるので、そこを関係なくしてやるのか、それとも元に戻るのかという二者選択なので、山田さんが言ったように、今のところ結論はここでは出ないでしょうね。だから、持ち帰るなりしてもう1回やるしかないんじゃないですかね。

ただ、言っておきますけれども、うちの会派は元の話なんじゃないのと思っていますので、当該の会派の方がかたくなにそれを拒否するというのであれば、それはそれでもうやむを得ないのかなと思います。これ、議事録も残るわけで、その方たちの考え方、どういう主張をされたかも入るわけだから、そこまでかたくなに慣例を崩してまでやるという、何かの覚悟があってやっているのか、私はよく分かりませんが。今までそういうようなことはなかったわけで、慣例に準じて皆さん、潔くと言ったらどうか分からないけれども、はい、分かりましたとやっていたわけだから。もし今結論出ないというなら持ち帰るしかないし、次回のときに決めてもらうしかないですよ。だから、時間があるなら、あしたでも、土日は一般的にやらないから来週早々にでも理事会を開いて決めればいい話なんじゃないかなと思いますけれどもね。それぐらいしか手だてがないんじゃないですか。

脇坂理事 では、そういった御意見いただきましたので、改めて日程調整をした上で、5月12日が懲罰特別委員会ということですので、その前に理事会を再度開催するという形でいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、そのようにしたいと思います。

《申し送り事項について》

脇坂理事 では、続いて申し送り事項についてです。

検討の場について協議をしており、前回の理事会でも結論には至りませんでしたが、非交渉会派の方も入れた場で検討すること、公開の場で行うことの2点については、おおむねまとまっていたところです。

このことについて、まずは事務局から説明をお願いします。

事務局次長 先日の理事会では、既存の枠組みの中で検討するのは難しいので、新しい会議をつくって調査、研究を進めていくのはどうかという御意見がございました。

資料４－１を御覧ください。現在設置されている会議に関する規定をまとめたものでございます。設置の方法は大きく２種類あり、今後新たな会議を設置する場合には、そのいずれかの方法を取る形になります。

１は、会議規則に規定する協議又は調整を行う場です。会議規則第125条第１項では、「法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を別表第２のとおり設ける」ことを規定しています。議運理事会は、別表第２により規定している協議等の場で、広報委員会やＩＣＴ活用推進検討委員会など、常設設置される協議等の場が含まれています。会議規則には名称、目的、構成員、招集権者が規定されており、その他運営について必要な事項は別途定めています。

裏面を御覧ください。丸印の箇所に記載した杉並区議会議会運営委員会理事会運営規程は、議運理事会の運営について定めるものであり、資料４－２として配付していますので、参考にいただければと思います。

２は要綱で設置を規定している取りまとめの場でございます。現在設置されているのは危機管理連絡協議会で、設置要綱については資料４－３のとおりでございます。

申し送り事項とされた３つの課題について、調査、研究をする場を新たに設置するか否か、御協議いただければと思います。設置するとしたら、会議規則と要綱のどちらに規定するか、また一例ですが、議会の諸課題検討会など、会議体の名称や所掌事項、構成員、会議や記録の公開の取扱いなど、運営に関して必要な事項についても御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 説明ありがとうございました。これから協議を進めていきたいと思うんですけども、今、次長からいろいろと説明がありましたので、少しずつ進めていきたいと思っています。

まず第１といたしましては、新たに調査、研究をする場を設置するか否かということについてですけども、前回の理事会でそういった御意見をいただいた中で、事務局が案をまとめてくれたところですけども、この点については、そういった方向性でよろしいかどうか。いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、新たに調査、研究をする場を設置するということで話を進めてまいります。

次に、今、事務局からも説明がありましたけれども、そういった場を会議規則に定めるか、それとも要綱設置にするかという２つのパターンが考えられますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

奥山理事 すみません、これは質問なんですけれども、会議規則なのか、要綱なのかによって、例えばいわゆる労災の対象になるのかどうかとか、それは対応は異なるんでしょうか。とにかく杉並区議会の場合は費用弁償はないので、そこは関係ないんですけれども、どちらも公務に当たると考えて労災の対象になるのかどうか。そこをちょっと確認したいです。

議事係長 会議規則上の協議又は調整の場というのが、法改正に基づく会議規則も変更してこのような形で設置した経緯なんですけど、公的な会議として位置づけることによって、何かしら公務災害にも対象に——公務災害になるかならないかという課題が実際の現場では起こっていて、それを何かしら保証することはできないかというような経緯の中で法的にも位置づけられた会議体になっているというのは、どこかの文献で読んだ記憶がございます。それ以外の要綱設置の会議がどうかというのは、ちょっと私も存じ上げておりません。

以上です。

脇坂理事 ほかにございますか。どちらかがいいと言っていたかないと始まらない議論でございまして、いかがでしょうか。

矢口理事 結構重い案件もありますし、しっかりと話さなければいけないという意味では、いろいろと見ていると会議規則のほうがいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

脇坂理事 矢口理事からは、会議規則に定めたらという形で御提案をいただきました。

安斉理事 矢口理事の会議規則というところに進んだときに、ちょっと私、細かい事務的な手続が分からないんですけれども、どういう手続になるんですか。会議を開いて決定するとか、そういう事務的な手続。議長が勝手に——勝手にと言ったらおかしいけれども、議長の指示でできちゃうのか、それとも手続を踏んでやらなきゃいけないのかという、そのこのところ、ちょっと事務的なことを教えていただいていいですか。

議事係長 別表ではありますけれども、会議規則になりますので、追加するとしたら本会議で改正の議決が必要になります。会議規則、委員会条例の所管といいますか、議会運営委員会になりますので、議会運営委員会のほうでこの辺の構成、あるいは目的などを御協議いただいて、議案の形まで持っていった上で提案、改正という手続になろうかと思います。

以上です。

安斉理事 とすると、早くて第2回定例会というふうなところが考えられるんですけども、ただ、物理的に事務局さんのいろんな手間があったりとか段取りがあるので、その辺は、もしここで会議規則でいこうという話になったときに2定なのか、3定なのか。

というのは、私が何を危惧しているかということ、これ、どんどん時間なくなっていくので、箱はつくったけれども、中身を見たら何もないという話は正直時間の無駄になっちゃうので、そこも加味しながら少しやらないといけないのかなと思いますよね。当初は要綱なり、そういう手続が簡便なほうを取りつつも、途中から正式に会議規則に載せて走らせるとか、やっぱりちゃんと時間軸を考えながらやらないと、我々の任期もあと2年しかないので、スピード感を持って、きちっと時間軸を考えながらやるのであればどうなのかなと思うんですけども、どうなんですか。2定が間に合うのか、3定になっちゃうのか、今、ざっくりでイメージでいいですけども、どうですか。

脇坂理事 では、その点も事前に事務局とも話をしていますので、私から申し上げます。

この件については、安斉理事のおっしゃったとおりスピード感が大切だと思っていますので、可能であれば、5月22日の臨時会において議員提出議案として会議規則の改定を諮るということをしていけたら一番だというふうに思っています。もともと5月14日に理事会も予定していましたし、先ほどの議論の中でもう一度理事会が開催されることにもなりましたので、残りの2回でもって、仮に会議規則の改定を行うのであれば、そういったタイムテーブルでもって進めていくのが一番理想だろうというふうには考えておりました。とはいっても拙速に決めるというものではないので、結果としてもう少し先になるということはあるかもしれないですけども、私が考えていたイメージはそういったものです。

山田理事 私としては要綱設置でもいいのかなというふうには考えていまして、というのも、以前、区議会の危機管理連絡協議会を設置したときも、かなりスピーディーに緊急性が高いということで設置をした覚えがあります。会議規則の場合は、やはりそれなりに時間もかかるし、組立てもしっかりとつくり上げた上で動き出すというような形になると思うんですけども、この間の議論の経過を踏まえると、要綱設置で様々な角度から考えつつ、先ほど安斉理事が言われたとおり、もし必要であれば、またそこから規則に格上げというようなこともできるのかなというふうには考えているところです。まずは話し合うというところでいったら、要綱のほうが比較的スムーズにスタートできるのかなというふうに考えています。

以上です。

脇坂理事 事務局に確認をしたいんですけれども、今回の議論のポイントとなったということは、先ほど2つ申し上げたように、非交渉会派の方にも入ってもらうということと、あと公開の場で行うということ。公開の扱いについてということで、会議規則と要綱設置において違いというものは生じてくるのか、その可能性について分かる範囲でお聞かせいただけますか。

議事係長 公開の形態をどうするかというのを、会議規則上の協議、調整の場の会議体につきましても、この会議規則とは別に理事会の運営規程にも書かれていますけれども、そこで会議の公開、非公開の扱いを決めればいいことになりますし、要綱につきましても、設置要綱の中で、その会議の公開、非公開の部分を決めればいいということになります。実際の運営上は要綱か会議規則かによって違いはないというふうに考えております。

脇坂理事 では、こういった説明も踏まえて、改めて御意見をお聞きます。

安斉理事 さっきいろいろ聞いて、脇坂さんもスピード感という話があって、山田さんは要綱という話。それもそれでいいんですけれども、やっぱり私が思っているのは、どちらもしかりなんでしょうけれども、間に合うんだったら、私は会議規則をちゃんと載せていただいて、脇坂さんがさっき御説明いただいたように、私が思うに十分間に合うような日程だというふうに判断したので会議規則でいってほしいなと思います。

それとあと、非公開というのはあり得ませんので、区民の方が見て、真つ当な議論しているじゃないかというふうに思われるべきだと思いますので、やっぱり公開というのは原則とかじゃなくて、私は必須だと思います。以前、お手盛りは許されないんだという厳しい御発言を奥山理事もしていました。私もそこは同感なので、48人だけで密室でこの人数でいいんだというのはよくないので、やっぱり区民の方も見に来てしっかりと議論を聞けるということが原則だと思っていますので、これは完全に公開していただきたいと思います。

以上です。

脇坂理事 公開の方法については、この後、改めてもう一度議題にいたしますので、まずは、どういう定め方をするかということで。

矢口理事 先ほど会議規則でというふうにお伝えはしているんですけれども、この間、安斉理事、山田理事、脇坂委員長からもいろいろあったように、やっぱりスピード感というところで要綱から入っていったほうが早くて、その後、会議規則になるというのであれば、それでも全然いいですし、会議規則のままでいいのであれば会議規則のほうがいいですし、まずは箱をつくって話し合っていくというところが最優先かなというふうに

思っていますので、そのあたりはよき方法でいいのかなというふうには思っております。

脇坂理事 事務局として、そのスピード感に関してはいかがでしょうか。

事務局次長 要綱であれば議長決裁なので、手続的な面で言えば、そちらのほうスピーディーにはできるかなというふうに考えております。

ひわき理事 今、私も要綱の場合の速度感を伺おうとしていたところなんですけれども、具体的に言うと、大体どれぐらいに改正をして、どれぐらいにスタートを切れるというようなめどが立ち得るのでしょうか。

事務局次長 それはこの後議論されると思いますけれども、所掌事項とか、構成員とか、会議や記録の公開の取扱いとか、そういう内容がここの理事会で固まればというふうな形になろうかなと思っております。

ひわき理事 でも、次の理事会、今開きましょうという話になりましたが、それまでに何かが煮詰まるということはちょっと考えにくいということなんですかね。それまでに何かが議論の俎上にのせられて決まってくるという、そういうイメージでいいんでしょうか。

要は会議規則だと、5月22日に本会議があつて、そこで規則の改定というのが決まってから動き出すということだと思んですが、そちらと比べてどれぐらい違うのかということをやちょっと伺いたかったところです。

事務局次長 両方同じですけれども、ここの場で、この後、多分御議論いただくと思いますけれども、名称とか、所掌事項とか目的、構成員、会議や記録の公開の取扱いなどが議論されて、大筋固まれば、その方向で案をつくるような形になろうかなと思っています。

脇坂理事 私が次の臨時会というふうに申し上げたのも、なるべく次の期が始まったところで、一からこの議論をスタートできるような体制を私たちの今のこのメンバーで整えるべきではないかという思いで発したものでございますので、そういった形で御理解いただきたいと思います。

川原口理事 この会議規則に規定する協議又は調整を行う場ということで、別表2を見ると、これ、ほとんどが継続性のある会議体になっていると思うんです。今回、我々がそういう場を設置しようとしている会議体というのは、ある意味、申し送り事項の内容について協議、検討する場であるということを考えると、継続性という面で言うと、どうなのかなという気はしています。なので、私は一旦要綱でつくって、もしこれ、ちょっと継続的にやるべきだというふうになっていった場合は会議規則にしていけばいいのかなというふうに思っています。

田中（朝）理事 ちょっと確認なんですけれども、先ほど脇坂理事がおっしゃった、今度、5月22日の臨時会のときに議決ができるよというの、それはそのスケジュールで間に合うということなんでしょうか。会議規則にした場合、それは可能ということですか。

事務局次長 理事会のほうでまとまれば、手続的にはできるかなと思っています。

田中（朝）理事 今、川原口理事から継続性のこともありましたけれども、一旦要綱にしておいて変えるということももちろんありますけれども、私が一番いいなと思うのは、会議規則で議会の議決が必要というところは結構いいなと思っているんです。というのは、やっぱりここにいる人たちはこの問題が分かっていますけれども、全員が同じ思いで共有するというのが、そういうことがあると分かる。だけど、ないと降ってきた話みたいな感じになる方も中にはいらっしゃるんじゃないかなと思うので、時間的に可能ならば、私は会議規則でのほうが望ましいかなと思います。ただ、別に絶対こっちとかというふうにこだわっているわけではありません。協議の場ができればいいと思います。

ひわき理事 私は先ほど川原口理事のお話を聞いていて、もっともだなというふうに思った次第です。ここに会議規則で決められている協議体との性質の違いというのがやはりあるのかなというふうに思ったところです。やはり時限的に取り組むべき課題が今あって、それに取り組もうというふうに理事会のほうで話し合ったという性質上もあるので、まずは要綱という形で進めていって、さらに議会全体で継続してやっていこうという話を定めようというふうになったときに会議規則に切り替えるなど、そういった手続を踏んでいくのがいいんじゃないかと思いました。

奥山理事 私も川原口理事の御意見に同意します。

脇坂理事 では、いかがいたしましょうか。それぞれ理事の御意見をいただいた中で、最終的には会議規則に定めるという形も目標としておきながらも、今回のもともとの議論のスタートの経過といったことも踏まえた上で要綱設置で始めてみるということの意見に賛意を示す方が多かったので、まずはそういった形で始めるということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、そのように進めてまいりたいと思います。

では、続けて、この別表2を見ていただければ分かりますけれども、名称、目的——所掌事項、それと構成員、プラス、併せて、先ほど安斉理事からも発言がありました会議や記録の公開の取扱い、こちら辺についても少し議論をしていきたいと思っています。

まず、名称につきましては、先ほど一例としてですけれども、事務局からは議会の諸課題検討会と、仮称ですけれども、こういったものであればいかがでしょうかという意

見がありましたけれども、この点についてはいかがですか。よろしいですか。

安斉理事 よろしいんじゃないですか。

脇坂理事 では、現在は仮称ですけれども、議会の諸課題検討会ということで議論を進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、目的については、どういう形で定めましょうか。これは今までの議論の中で、事務局のほうでたたきの文章みたいなものはありますでしょうか。

事務局次長 まだないんですけれども、3つの課題をまとめて入れていいという考えかどうかをまず確認させていただければと思います。

脇坂理事 では、この点について御意見いただきたいと思います。

山田理事 3つの課題をそのまままとめて入れてよいと思います。

脇坂理事 では、皆さんもそういった意見でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、たたき台の文章、案文については次回の理事会で確認をすることといたしますけれども、その方向で事務局には作成をお願いいたします。

次に、構成員についてということでは、前回の理事会でも話がありましたけれども、非交渉会派の方もメンバーには入っていただくということを前提として考えていましたけれども、人数ですとか、そういったことについての考え方があるようでしたらお聞かせください。

安斉理事 全員というわけにいかないの、DXのような形で交渉会派が入って、今、少数会派は何人が分からないけれども、選抜していただいて、常任委員会、特別委員会などの構成で、これが妥当じゃないかと。また懲罰のところの話に戻るわけじゃないんだけれども、前回、ひもといっていくと懲罰がいいんじゃないかという考え方になったので、そこはそういうような、各会派だったり、少数会派の人が公平公正というところで導き出していくと、そういうところに収まるんじゃないかなと思いますよ。ただ、今、ちょっと人数が変わっちゃったからよく分からないんですけれども、基本的な考え方はそういう話にならざるを得ないんじゃないですかね。全員が入って議論というのは多分難しいと、私はそういうふうに思います。

脇坂理事 そのほかにも考えられるのは、理事会の構成にプラスして少数の方が入っていただくですとか、議運の構成にプラスして入っていただく。ただ、どこまで会議体を大きくするかによるメリット、デメリットもあると思いますので、今の安斉理事のDXのようにという提案も含めて、そこら辺の枠組みが選択肢になってくるだろうと思います。

山田理事 まず、要綱設置ということでスピーディーに動き出すためには、この理事会の構成、プラス、少数から1人というような形が望ましいのかなというふうに考えています。ただ、非交渉会派の1名がなかなか課題だなと思うのは、非交渉会派全体の意見を取りまとめてやってくるのかどうかはなかなか難しいところがあると思うので、その点については1で足りるのかどうか。1でも、ひょっとしたら全然違う立場の人をそれぞれ配置したほうがいいのかとか、そのあたりは要検討かなと。取りあえずは理事の構成にプラス1というような形で動き出すのがベストかなと思っています。

以上です。

脇坂理事 今の御意見もよく分かるものですが、仮に、例えば少数の会派から2人御参加いただくということになるのであれば、そういった場合は理事会の構成よりも、例えば議運の構成の形にしたほうが2人ずつ出る会派は出てくるわけですね。そちらのほうがいいのかというふうにも感じたところではありますけれども、ほかにいかがでしょうか。

ひわき理事 非交渉会派の方が入っていただくことは非常に大事だというふうに思っているんですが、取り扱う課題の中身について、当然、非交渉会派の方でも賛否が割れる状況というのは発生すると思うのです。そうしたものを扱う場において、例えば非交渉会派の方たちが1人しか出られないとなると、どちらかの意見を言う形になるのか、両方の意見を言う形で出席されるのか分からないですけれども、立场上非常にやりにくい面が出てくるのかなというのが想像つくので、もしかしたら1人というわけにはいかないんじゃないかなというのが、私は懸念点としてやっぱりあるかなと思います。

そうした意味で、複数の方が出られるほうがいいと思っています。そこで私たちとのバランスを考えたときに、そうすると議運のほうがいいのかなというのがちょっと一つ、今感じているところです。議運に非交渉会派の方がプラスされるという形ですかね。

ただ、一方で、扱う課題は3つあるじゃないですか。その3つの中でまたその賛否というのは違ったりすると思うので、どういうふうに調整ができるものなのか、私に今アイデアはないのですが、そこら辺の課題があろうかと思っています。

安斉理事 いろいろ出て、議運プラスというのがごもっともなのかなというふうに思いました。これ、少数の方の意見というのは、2人で活動したりもいますけれども、多分、お一人で活動したいので少数をやられているわけですね。

先ほど奥山理事も言っていたけれども、会派の中でも、別にうちはまとまってないんだというような発言が出ているわけで、少数の人が8人いたら八通りの考え方があるかもしれないし、ある案件、Aという案件については考え方が八通りあるかもしれない、

Bという案件はまとまっちゃうかもしれないとかがあるので、ある程度出てきてもらったら、その人の意見だけじゃなくて、代表という形で代弁をしていただかないと無理なのかなと思います。

じゃないと、少数の方を全員入れない限りは無理で、我々交渉会派というのは、前提は、意見をまとめるから交渉会派で、だからこそ、4人以上で意見をまとめて、会派としての方向性は一緒なので交渉会派という形が認められて発言をしているわけなので、そういう意味では、少数会派の人がそれを1つにまとめるのはなかなか無理だと思うので、出たとしても、それなりにそれぞれの方の意見も述べながらやってもらうしかないですよ。自分の思いだけ言ってもらっても、それはよくないと思います。そこが交渉会派と少数会派の違いがあるというメリット、デメリットにもなっていると思いますので、障害はしませんが、そういう考え方でいかないと難しいのかなと。だから、選抜方式で何がいいかわからないんだけど、ただ、むやみやたらに多いというのもよくないので、そこはそういうことを加味した人数配分をしていったらいいのかなと、私はほかの方の発言を聞いていて思いました。

奥山理事 議運の形にするのか、議運理事会の組合せにするのかは置いておいて、非交渉会派から出る人数ですけれども、1名ではなくて複数、2名がよろしいのではないかなと思います。というのは、現在8名で、交渉会派が4名になっていますから、もし4と4に分かれたとしたら1名ずつ出てくるということになろうかと思いますし、もちろん統一した見解というのは出ないと思うんですが、それでも、やっぱりある程度話し合っ

川原口理事 今回3つのテーマがあって、うちとしては、1つのテーマについては議運でやってもいいけれども、ほかの2つについては議会改革特別委員会等でやったほうがいいんじゃないかというのが基本的な意見なんです。その心は、要するに議運理事会とか議運のメンバーというのは、ほかの議員に比べて会議で協議する機会も多いし、いろんな課題について、年がら年中、日々こうやって話し合うわけですよ。そういういろんなことをやりつつ、しかも、さらに違うテーマのことについて、またやらなくちゃいけないというのは、幹事長という立場にとって、あまりにも苛酷なんじゃないかと。何でもかんでも幹事長がやらなくちゃいけないのかという、そういう思いがぶっちゃけ、我々にはあるんです。

私は一番いいのは、DX・議会改革特別委員会とか、こういうような幹事長が出なくてもいいような会議体を想定しています。そこには当然、少数会派の人も入っていただくというような、そういう会議を私は想定しています。なので、議運プラスアルファと

かというのはちょっとどうかなと私は思っています。

脇坂理事 私も川原口理事と思いは同じでございまして、議運と言ったのは、議運の枠組みの中で各会派がそれぞれメンバーを出すことが望ましいのではないかというつもりの意見でございします。

川原口理事 人数ということ……。

脇坂理事 人数という意味で。

安斉理事 個名は固定しないということでしょう。

脇坂理事 という提案と受け止めてください。

では、一通り意見は出ましたけれども、もう1回、この件は持ち帰りますか、結論出しますか。

安斉理事 今の議論でいくと、私なりに考えると、枠組み的には議運の枠組みだということとで多分まとまると思うんです。個名はまた別ですよ。個名は入れ替えても構わない。少数会派のほうは1名か2名という話なわけじゃないですか。少数を大切にするという話であるのであれば、これは議会全体にかかる話なので、8人いらっしゃるという話ですから2名でいいんじゃないですか。これ、3名、4名になっちゃうと、またあれなので、一般論として8人いるので、1人が8人の意見を代弁するとか、まとめるとか、大変でしょうから、うちの会派も4名ですから、そういう意味では4名を1人の方がまとめてもらって、Aブロック、Bブロック、そういう形にするかよく分からないですけれども、1人の方が大変ですから2名出ていただいてやっていくのがいいんじゃないですかね。私はそう思います。これ、私見ですけどもね。

矢口理事 私も今の安斉理事と同じ意見です。脇坂委員長もおっしゃっているように、議運の枠組み、メンバーはそれぞれ各会派で検討しつつ、非交渉会派が2名というところがいろいろ意見もまとまりやすくなってくるのかなというふうに感じます。

脇坂理事 では、皆さん、おおむね意見がまとまったと思いますので、構成員につきましては、議会運営委員会の枠組み12人、プラスして非交渉会派から2名という形の14名ということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、そのとおり進めていきたいと思います。

では、最後の論点ですけども、会議や記録の公開の取扱いということで、これについては先ほど安斉理事からも御発言がございました。ほかに御意見ありましたら、よろしく願います。

奥山理事 議員定数とかになると、もちろん公開しなきゃいけないんですよ。私は公開し

ろって言っているんだけど、やっぱり非常に機微にわたる問題については、秘密会にするんじゃないんだけど、完全公開——インターネット中継は今のところないみたいですけれども、どうなのでしょうね。きちんとした、はっきりしない意見で申し訳ありませんが、議員定数とかについても全部公開しろというのはちょっと何か悩ましいところがあります。

安斉理事 逆に公開しない理由を明確に示す合理性がないと、議会は何で時々によって公開したり公開しないんだって言われかねませんよね。奥山理事自身がお手盛りは駄目なんだという話であれば、その経過もきちっと区民にお伝えをしないと、それはちょっと議会としておかしい話になるし、今、岸本区政では情報公開ナンバーワンというふうに掲げて区長が旗振っているわけで、この間も議会の情報公開の話も区長部局に合わせて30日でもいいのを14日にしたりとかやっているわけだから、そういうのと整合性を図るのであれば、秘密裏に何かをやるというのはちょっと区民の理解が得られない可能性が私はあるんじゃないかなと。どうせやるなら、やっぱり公明正大に、誰が見ても、こうやって決めたんだとか、その経過というのはつぶさに誰が見ても分かるよう、できれば、それこそ、こういうものこそ自身、区長部局のほうに言って補正予算でも組んでもらって、見に来なくてもみんながインターネット中継で自宅でも見れる、私はやるべきだと思いますよ。そのことが区民の理解を得られる区議会になると思いますので、こういうことこそ、やっぱりお金をつけてインターネットでやってもらって公開するというのが私は今の政治のスタイルじゃないかなというふうに思います。うちの会派としても、そういう意見でした。

以上です。

田中（朝）理事 私も今の安斉理事の意見に賛成で、実際、本当に大変だとは思いますが。ただ、一般の方たちの多くの御意見は、やっぱり議員が多過ぎる、減らすべきという方が多いかと思うんですが、その中でも公開すると、いや、そうじゃないんだと。多いことにも意義はあるんだというような意見も出せるわけですよ。なので、公開することによって、一般区民の方もいろいろな意見というか、現状がお分かりになるかと思うので基本的に公開するべきだと思います。

山田理事 私も、そういった意見がたくさん出るのであれば公開で全然大丈夫なのかなというふうには考えているところです。特に規模も多いので、14名という会議体になれば公開したほうがいいのかというふうには考えているところです。

ちょっとずれるんですけど、理事会も、今、この場は非公開になっているんですけども、そのあたり、この場も含めて、もう1回いろいろ見直しを図っていったほう

が いいのかな というふうには考えています。

以上です。

脇坂理事 ほかにいかがでしょうか。後ほど議題にする予定があるのが、委員会の配信についても議論をしていかなければならないというふうには考えています。この点についても、多分これからの議論のポイントの一つになってくるのかなというふうには思っています。

矢口理事 本当に大事な議論ですし、区民の皆様の注目も高い案件だと思いますので、私も皆さんと同じく公開がいいと思います。

ひわき理事 公開でよいかと思っています。

先ほど安斉理事から委員会の中継の話がありました。後ほど全体の話の中でもう1回議論になると思っているのですが、例えばそういった会議体を中継するという前提であるのであれば、やはり奥山理事から提案のあった懲罰委員会だって、配信、中継をすべきだというふうに私も思いますので、中継の話については、そういった全体の中でしていければというふうに思っております。

川原口理事 私も公開すべきだと思っています。問題は、どのような方法で公開するかということだと思うんですけども、それは後ほどの委員会の配信についての中で……。

脇坂理事 今、事務局から改めて説明してもらいましょうか。例えば全員協議会ですとか、理事会、広報委員会、主立ったもので構わないので、どういう形で公開をしているのかということをもまず聞いたほうがよろしいですね。

議事係長 通常の委員会なり本会議と変わらないのが全員協議会。傍聴も認めますし、記録についてもほぼ発言どおり、委員会記録、本会議記録と同じような形で、PDFという形になっていますが、事後的に公開しています。

あとは、それ以外の協議、調整の場の公開の仕方は、一般区民は除いて、委員外の議員に対して公開していると。

記録については、要点筆記のところが多いかと思います。ホームページなどで公開しているものは、理事会の記録が規定上は要点筆記とはなっていますが、かなり詳しいところまで記載して、ホームページでPDFの形で公開しております。

議運については通常の委員会と同じですので、傍聴者も入っていただいて、あと委員会記録も検索できるほうの他の常任委員会、特別委員会と同じような形で公開しております。

川原口理事 録画中継とかリアルタイムの中継というのは、本会議と予算、決算だけということですね。当然、傍聴人に入っていただくのは全然オーケーだと思うし、要点筆

記ではなくて、ちゃんとした議事録として残して、それを公開していただくというのも私はオーケーだと思うんですけども、中継について、どこまでできるのかということについては物理的な問題がないのか。そこの辺はどうなのでしょう。

事務局次長 そちら、中継のことにつきましては、後ほど懲罰特別委員会の関係で御説明はさせていただきますと考えております。

川原口理事 分かりました。

安斉理事 今、中継の話が出たんですけども、懲罰特別委員会のところの話で、前回、奥山理事からの御意見だったのかな。それに対しての回答という話なんですけれども、今、これはやめたほうがいいのか、そっちのほうで……。懲罰のほうは別に私はあれなんですけれども、そこだけ取り出してという話じゃないんですけども。

脇坂理事 では、式次第の7の(2)委員会の配信についてというものがございますので、今、これを先に議題にしてみたいと思います。それで関連して御質問いただくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、委員会の配信についてです。

前回の理事会では、今後開催される懲罰特別委員会の録画配信についての要望があり、会派に持ち帰ることとなっておりますが、まずは規定や予算の関係について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料はございません。先日の理事会で、懲罰特別委員会の録画配信について御要望がございました。先日も御説明したとおり、申し合わせ事項「第9章 広報」の「第1 インターネット中継」で「(1)本会議及び予算・決算特別委員会は、録画中継を配信する」、「(2)本会議については、ライブ中継を配信する」、「(3)常任委員会についても、録画中継を行っていくことは、議会内で合意されている。」と規定されており、懲罰特別委員会の配信には申し合わせ事項の改訂が必要となります。費用については、委員会1回当たり、概算で16万ほどかかる見込みでございます。昨年の開催日数を基に試算したところ、常任委員会の録画配信を行うには概算で530万円ほど、常任・特別委員会全ての録画配信を行うには900万円ほど追加でかかる見込まれております。

なお、録画配信をするためには、第3・第4委員会室で行われることが必要となります。

また、事務局では、配信前に理事者名のテロップの表示などを全て確認しているため、現状の体制で全ての委員会の録画配信を行うのは厳しい状況にございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 では、今、7の(2)について御説明をいただいたところですが、先ほどの件と併せて、こちらの件でも結構ですので、御質問、御意見ありましたらよろしくお願いします。

安斉理事 うちの会派は、懲罰特別委員会の話がこの間出て、それが1つの議題になって、今日、その関係する報告だったと思うんですけれども、懲罰特別委員会だけいきなり取り出して配信をしろというのは、私からすると、何でそうなっちゃうのか、よく分からない。何か意図的なものがあってやろうとしているとしか、私の認識では思えないんですよね。今までほかの特別委員会があって、録画中継しろなんて一言も言わなかった人たちがいきなりこの問題だけ取り出して言うというのは、どういう根拠でそれを言っているのかなというのが私は理解できないし、そこに合理性があるならいいですけれども、ほかの特別委員会だって、これ、公費、税金使ってやっているわけだから、ちゃんと配信すべきだと思います。だから、私は懲罰特別委員会だけいきなり配信しろというのはちょっと無理があるのかなというふうに思います。

それと、先ほど山田理事も、理事会も含めて公開の話をとということをおっしゃっていましたが、それはごもっともだなと思います。私は、これはお金の関係があるので、どこまでやるかというのは、やっぱりそれはちょっと議論をしないと、何でもかんでもやるんだといって、お金がかからないならいいんですけれども、お金がかかる話なので、ここは整理しつつも、基本的に議会の議論というのは、区民の方が傍聴に来なくても、いつでもインターネットを見れば——一番いいのはライブですよね。ライブでも見れるし、後からでも見れるというのが筋なのかなと私は思います。

ちょうど私が議会に入ったとき、土曜委員会とか、日曜委員会とか、1日1委員会とか、これは議会改革の一環で、そういうのをやっていたんですよ。区民の方が傍聴したいけれども、1日2委員会だと体が2つに割れませんから、1日1委員会にして開かれた議会をつくっていいこうということで当時やっていましたし、たしか土曜も日曜日もやったんですけれども、いつの間にかやめてしまったと。これ、職員の方は当然出ますから、多分コストの関係も一定程度あったので、やめた経過があるんですけれども、ただ、今、世の中、IT化でオンラインとか、日常的に区民の方も使ってやっているわけで、何でこれ、オンライン中継しないんだよという話もあります。

ここは少しお金がかかるので、議論をしつつも、公開できることはぜひしっかりと公開をしていったほうが意味のある区民サービスになりますし、開かれた区議会ということになるかと思うので、少しでも今の状況から開かれた場を——お金はかかるのかもしれないけれども、少し議論をしていただければなと私は思います。したがって

て、先ほどの山田理事の理事会の話もごもっともなので、それらを含めて、原則は全て公開でやるのが理想かなと私は思います。ただ、お金がかかるので、これは議論が必要だというように思います。

以上です。

田中（朝）理事 私も今の安斉理事の御意見、そのとおりだと思います。懲罰委員会の公開、配信とか、それも意図として気持ちは分かります。だけど、やっぱり委員会は懲罰委員会だけではなくて、基本的に全ての委員会を配信するのか、録画配信するのか、それはその後の話だと。お金のかかり方も違うと思うし、いろいろな準備とか、そういうのもあると思いますけれども、なので、懲罰委員会をどうこうするかということではなくて、委員会全体のこういう理事会とか、そういうところも公開するかどうか、公開したほうがいいんじゃないかというところから話をするべきじゃないかなということだと思います。

奥山理事 懲罰委員会の録画配信をしてほしいというふうに申し上げたのは、私、奥山なんですけれども、何か特別な理由があるのかと言われれば、特別な理由があります。というのは、後世に対して録画を示すことで、その検証に堪えなければいけないということです。もちろん、文字はちゃんと議事録で後で公開されますけれども、そのことと、しゃべっている、まさに今、動画を見ることで表情であったりとか、間の置き方であったりとか、いろんなことが分かるわけです。そして、懲罰特別委員会は特別の中でも特別です。議案を審議するものとはまた異なって、1人の事犯者の、言ってみれば議員生活、議員人生と言ってもいいかもしれません。そこに関わることをやるわけですから、公明正大の上にもきちんと公正にやったということを私たちも記録として残さなければいけない、残したいと思います。

私、前も言いましたけれども、ほかの23区の特別区の中で行われたところを5つほど見ましたけれども、やはり動画を配信してくれているところはよく分かるし、そして議事録と併せて読んでみると、ああ、こういうふうに審議がされたのだと分かります。そういう意味では、やろうと思えばできるのであれば、本当は1回目から懲罰委員会を配信してほしかったんですけれども、なかなか準備が整いませんというか、理事会との兼ね合いがありましたので、次、まさにこれから話が本番に関わってくるわけですから、ぜひ大急ぎでそこだけでも実現してほしいと思っています。ほかの委員会については、特に今日はここでは意見を述べないとしします。

脇坂理事 事務局に確認をいたしますけれども、改めて懲罰特別委員会の配信をするためには申し合わせ事項を改訂しなければいけないと。それは、会の合意としてできるでき

ないは置いておきましても、費用として1回16万円はかかるんだということをお話をされていた中で、その費用は議会費の中で捻出することが可能なのか、補正予算を新たに組む必要があるのか。その点はいかがでしょうか。

事務局次長 1回だけとも限りませんし、契約変更も必要ですし、まず、そもそもが当初予算に組み込まれてごさいませんので、どのくらい金額がかかるのか、見積もった段階で補正予算になるのか、その辺も含めて検討しなければならないかなと思ってごさいます。

脇坂理事 という状況ですけれども、奥山理事、いかがでしょうか。

奥山理事 何とか手だてがないんでしょうかね。例えば区長部局のほうはユーチューブを使っています。それからあと、ほかの自治体の議会などでは、杉並区のような、こういう立派な配信ではなくて、立派じゃないと言うと失礼だけれども、ユーチューブを使って事務局が配信するというようなことをやっているところもありました。今回の懲罰特別委員会に関しては、異例にはなりますけれども、ユーチューブアカウントでやるとか、何かそういった手だてで、安く上げると言っただけとはいけないんですけれども、値段だけではないんですが、早急に実現するということからでも、ぜひ何とか工夫ができないかなと思っています。いかがでしょうか。

事務局次長 まずは、やるかどうかということの中で検討いただいて、また費用についても、何回ぐらい見込まれているのかによって、どのくらい金額がかかるのか。また、ライブでやるのか、録画でやるのか、それによっても金額が変わってきますので、その辺を検討してからになろうかなと考えております。

安斉理事 うちの会派は、何でそこだけやるんだと。会派の構成メンバーも、恣意的なものを感じるという話なんですよ。私も、もちろん、そう思います。降って湧いたような話でお金もかかるし、今、奥山理事は何とかできないのかと。お金の問題はさておいて、ユーチューブとかでもできますよねという、今話を聞いて、何か無理に推し進めよう、推し進めようというふうに私は思うんですよ。何か意図があるんじゃないかと。やはりこういうことを進めるときには申し合わせ事項を見直すということになるわけだから、しっかり全会派の意向も酌んでコンセンサスを取らないと私はよくないと思います。そのために理事会をやっているわけだから。

後世がどうのこうのという話も分からないでもないけれども、私から聞くと、様々、特別委員会だって、外環の問題だって、あれ、住んでいる人からすれば、私は最近あんまり質問しないけれども、当該地域ですよ。昔は質問、いろいろやっていました。切実なんですよ。だから、それをここに来なくたって、インターネットでライブでやってく

れとか、そういう意見だってあると思いますし、常任委員会ではそれぞれの議案を扱っているわけで、その議案に関わる当事者の方たちというのは、それによって自分の御商売に影響するとか、また様々、御商売じゃなくても、議案によっては個々に不利益になったりとか、または利益になったりとかあるわけで、ですから、そこは特別に懲罰特別委員会だけ取り出して今回やるべきだ、やるべきだというのは、私からすると、ちょっと違うなと思いますよね。それは全会派がのめるような話で、やっぱり丁寧にやっていただかないと、私はよくないと思います。ほかの会派の人が何も言わないから口火切って言うけれども、そこはちゃんと丁寧にやってもらいたいと思います。補正予算をつけるならつけるで、議会から区長にちゃんとお願ひして、こういうことで必要なんだからと言って要望書を出してもいいから上げればいい話で、そういうことをこの場はやるべき会議だと思います。うちの会派としては、そういうふうに考えております。

以上です。

脇坂理事 奥山理事、今、反対の意見が出たような状況で、安斉理事もお話をされていましたが、申し送り事項の改訂は全会派一致をしたもののみ進めていく形になります。この後、議会運営委員会もまだ控えているような状況でございますので、申し訳ないんですけれども、今回は委員会の配信に関する申し合わせ事項の改訂は行わないという形で結論づけたいと思います。よろしいでしょうか。

ひわき理事 今、懲罰特別委員会の配信の話がありましたけれども、うちの会派としては、そもそも常任委員会、あるいは特別委員会も含めて区民に開かれた議会を目指すべきだと考えております。全ての委員会の配信も、やはり今後、この理事会できっちりと検討していく重要な課題だというふうに思っておりますので、その点申し上げておきます。

山田理事 私たちの会派も同じくです。委員会の配信というのは、全ての委員会の配信を進めていくべきだというふうに考えています。特に奥山理事の話にあった懲罰の委員会については、傍聴している区民が自主的に配信をしているということで、区民の関心が高いんだなということで配信ができるのであれば、それも進めていただきたいという立場なんですけれども、合意ができないということであれば、これはもうしょうがないというふうに考えています。

以上です。

矢口理事 委員会の配信については、先ほど安斉理事がおっしゃったように、私も丁寧に申し合わせ事項の改訂も含めてやっていくべきであると。その上で、常任、特別も含めてフルにオープンしていくというのは私も賛成です。

先ほど次長のほうからは、テロップとかも含めて人員的に難しいという話もありまし

たが、今、A I とかで文字起こしの機能を使っているものも結構あると思います。横須賀市も以前、総務財政委員会の視察のときもありましたし、そういったものもかなり活用している自治体の事例もあると思いますので、ほかの自治体で、人員の分はA I だったり、今、そういった技術はいっぱいありますから、もちろん予算はかかりますけれども、そういったものを含めて人員が足りない分は補っていくという手段はありますので、そのあたりも含めて前向きに検討いただきたいというふうに、これは要望としてお伝えさせていただきます。

《申し合わせ事項の改訂について》

脇坂理事 では、続けてまいります。次に、申し合わせ事項の改訂についてです。

この件は、既に3月19日の理事会で意見がまとまり、この後開催予定の議会運営委員会で改訂を決定することになっていますが、4月から新たな理事がいらっしゃいますので、改めて事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料5を御覧ください。3月19日の理事会で意見がまとまった申し合わせ事項の改訂案でございます。意見書・決議の議案提出に関する取扱いについて、1月から複数回にわたり理事会で協議がされており、その協議内容を踏まえて作成した改訂案について、改めて御説明をさせていただきます。

理事会では、既存の申し合わせは変更せず、申し合わせで想定していなかった非交渉会派の方が意見書等を提出しようとしたときについての文言を追記する形で意見がまとまりました。平成25年に提出された議員提出議案のように、非交渉会派に所属する提案者が理事会に出席して内容を説明し、協議の上、全会一致となった内容で議案として提出するのがよいのではないかという案で一致したことから、左の欄の(1)①に記載したとおり、「理事会に所属しない会派の議員は、意見書・決議案を提出しようとする場合は、あらかじめ理事会で説明することができる。」という文言を追加しています。また、既存の①に記載された内容は、現在の運用とは異なるため削除しています。

なお、本項目の修正に合わせて、②のとおり、既存の申し合わせの文言を整理しています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この後開催の議会運営委員会で決定いたしますので、よろしくお願いいたします。

《その他》

(1) 議席について

脇坂理事 次に、その他の協議事項として、まずは議席についてです。

先日の理事会で、会派の異動に伴い議席の一部変更について協議をしたところ、非交渉会派の議席の変更について御意見がありました。先日の説明と重複するかと思いますが、改めて議席の決め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料6を御覧ください。前回の理事会でお示した議席の変更案でございます。

議席について、申し合わせ事項「第2章 本会議」「第4 議席」に、次のように定められております。「(1)会派毎の枠組み方式とし、本会議で決定をする。①会議規則に定める代表者会議において、会派毎の枠組みを協議する。非交渉会派においては、残席について、協議する」、「(2)会派の異動があった場合は、その都度理事会で協議する」。現在の議席も、議員改選後に開催された代表者会議において交渉会派の枠組みを協議し、残席について非交渉会派で協議して最終的に本会議で決定されており、会派の異動があるたびに理事会で、なるべく他会派への影響が少なくなるよう配慮した形で協議されてきました。

なお、議席について議長にお考えを伺ったところ、今回は会派の異動に伴う変更であり、影響のない方の議席まで変更するものではないとのことだったため、御報告させていただきます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、議席の一部変更については、資料のとおり変更することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この変更案で議会運営委員会に諮ることといたします。

(2) 特別区議会議長会の要望事項について

脇坂理事 次に、特別区議会議長会の要望事項についてです。

前回の理事会で提出する要望事項が決まり、文言修正を事務局に一任することとしていました。このことについて、事務局から報告をお願いします。

事務局次長 資料7を御覧ください。特別区議会議長会に提出する要望事項について、文言の修正を行ったため御報告させていただきます。

前回の理事会で、本文中にある具体的な企業名は考慮したほうがよいのではないかという御意見がございました。これを受けて、資料本文の4行目を「米国の民間企業が提供する通信衛星」に修正しました。この内容で特別区議会議長会に提出する予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの事務局の説明について、何かございますか。

ひわき理事 御説明いただきましてありがとうございました。うちの会派のほうから出した意見で、そういった指摘をさせていただいたところですが、こうした修正で問題ないというか、十分だというふうに思っております。ありがとうございます。

脇坂理事 ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この内容で事務局から提出をお願いいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前11時42分 閉会)